

地方独立行政法人法第122条第1項に基づく業務運営に係る是正等の命令に対する措置の内容【事案別一覧】

＜東金市・九十九里町・地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター＞

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 （個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの）	述べられている事 の言える年度区分	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
				当てはまる事実 （適法・違法、妥当・非妥当 という論点ではない。）	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事	予防措置 に関する 事	是正措置・妥当性 確保に関する事	予防措置 に関する 事
人事 ／ 定員管理	1	導入 突然の人事は日常、悪辣なものは 同意なく事務職から看護助手職へ の異動で精神的苦痛の上退職に迫 り込んでいる。	年度についての明確 な区分ができないもの	平成31年に事務職から 看護助手職へ異動した 事例あり。配置換えに際し ては、口頭で説明を行い 同意を得た。	配置換の 裁量	—	新たな施設基準 の取得や人事 配置上必要なた め	—	職員人事規 程	職種変更を伴う異動 に係る規程の管理等 が適切にされていな い。	配置換の必要 性もあり、 対象者の意 見も参考にし ている。	職種の変更を伴う場 合は十分な説明を行 い、書面での同意を得 る。	職種変更を 伴う異動に 係る関係規 程の運用に 関する定め の策定	職種変更を伴う異動 に際しては、十分な説 明を行うとともに書面 での同意を得る。	職種変更を 伴う異動に 係る関係規 程の運用基 準の策定
	2	(1) 平成29年度に比し一部部署の職 員数が大幅に増加している。	平成30年度以降	・経営企画室の設置(平 成30年度から) ・救急担当3名体制(令和 元年度から)	・経緯と目 的の整理 ・必要性の 有無	—	組織としての目 標(経営の健全 化、救命救急セ ンターの強化な ど)の達成に向 けて必要なた め	—	組織規程	規程の管理等が適切 にされていない。	各部署にお いてそれぞ れ所管する 規程の把握 や管理等に 対する意識 が低い。	各部署にお いて所管 する規程を把握し、必 要な手続きを経た改 正等を行う。	業務は各種 規程に基づ き行われる べきもので あることを 職員一人ひ とりに徹底 させる。	組織規程をはじめ各 部署において所管す る規程を把握し、令和 3年度における必要な 手続きを経た改正等 に向けた体制を構築 する。	規程の管理 及び順守に 向けた職員 研修等の実 施
	3	(1) 平成30年4月職員A採用後、セン ター長(理事長)等の知己等により 公募せず「規定外の給与額」で職員 採用、理事長、職員Aに与する職員 により不正が漏れない組織を構築し ている。	平成30年度以降	公募によらない職員採用 の事実あり	・経緯と目 的の整理 ・必要性の 有無	—	公募での採用も しているなか、 業務運営上、専 門的知識等を有 している職員の 採用は必要不 可欠	—	就業規則	不当性があるとはい えない。	採用手続き について、必 ずしも公募に よる必要はな い。	採用基準の規定	採用基準の 規定	採用基準・手続きが透 明化されるよう令和2 年度内に採用基準を 策定する。	採用基準の 規定
	4	(1) これらの採用は実務能力の不足を 助長し、人件費と業務委託経費を増 加させている、平成29年に比し給 与費が高騰している。 他の病院と比し人員数は過剰、是 正しないのは人件費削減と異なる 目的であることは明白である。	平成30年度以降	人員増、それに伴う給与 費増の事実あり	・経緯と目 的の整理 ・必要性の 有無	—	・業務運営上、 専門的知識等を 有している職員 の採用は必要 不可欠 ・規模の増大と ともに人件費も 増加している	—	就業規則	・専門的知識等を有す る職員の活用により 収益の確保の事実は 認められ、この採用が 実務能力の不足を助 長しているとの判断は 難しい。 ・総務省の決算状況 調査からは、事務職 の職員数が他の医療 機関に比べ過剰であ るとは言い切れない。	業務の適切 な分担や、組 織図を用い ての事務分 掌等の組織 内での周知 等が不足し ている。	単純な人員補充と いった場当たりの採 用ではなく、計画的な 採用による適切な人 事配置を行う。	・採用基準 の規定 ・採用計画 の策定	計画的な採用による 適切な人事配置を行 うため、採用基準、採 用計画を令和2年度 内に策定する。	採用基準・ 採用計画の 策定

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したものを)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
給与	5	(2) 職員A、職員B等の給与が優遇され ている。	年度についての明確 な区分ができないもの	給与支払額は告発文添 付資料のとおり	明確な基 準やプロセ スの有無	—	・専門的知識や 経験等をもつて の収益の確保 や費用の節減 に向けた取組の 実践における先 導役としての評 価等によるもの ・出向元の給与 を下回らない合 意がある	・職員給与規 程に定める 給与額を超 えた給与と なっている ・規程にない 調整給が一 部の事務職 員へ支払わ れている	職員給与規 程	・規程に反する給与で あり、また住民の常識 や経営状況等を受け ての情勢などから過 剰と評価 ・出向元の勤務条件 に比しても過剰と評価	根拠に欠け る人事評価 による昇給 昇格	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで対象者全員 の同意を得ている。ま た、令和2年1月分以 降の給与等について は、対象者13名中11 名が自主返納に同意 しており、残りの2名に ついては、現在の自主返 納に係る協議等を進 めている。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保
	6	(2) 経営破たん状態であるのに、令和 元年の職員Aの年収は1,000万円を 超えている。	令和元年	給与支払額は告発文添 付資料のとおり	明確な基 準やプロセ スの有無	—	専門的知識や 経験等をもつて の収益の確保 や費用の節減 に向けた取組の 実践における先 導役としての評 価等によるもの	給与規程違 反	給与規程	規程に反する給与で あり、また住民の常識 や経営状況等を受け ての情勢などから過 剰と評価	根拠に欠け る人事評価 による昇給 昇格	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで対象者全員 の同意を得ている。ま た、令和2年1月分以 降の給与等について は、対象者13名中11 名が自主返納に同意 しており、残りの2名に ついては、現在の自主返 納に係る協議等を進 めている。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保
	7	(2) 職員Aに与する職員も年収は700万 円を超えている。	令和元年	給与支払額は告発文添 付資料のとおり	明確な基 準やプロセ スの有無	—	専門的知識や 経験等をもつて 収益の確保や 費用の節減に 向けた取組を主 となって進めて いる職員として の評価等による もの	給与規程違 反	給与規程	規程に反する給与で あり、また住民の常識 や経営状況等を受け ての情勢などから過 剰と評価	根拠に欠け る人事評価 による昇給 昇格	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで対象者全員 の同意を得ている。ま た、令和2年1月分以 降の給与等について は、対象者13名中11 名が自主返納に同意 しており、残りの2名に ついては、現在の自主返 納に係る協議等を進 めている。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
				当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する こと	予防措置 に関する こと
8	(2)	職員Aや前職員Cの給与は理事長が特別に認めたものとして自ら、また加担する職員の給与を自由に水増ししている。	令和元年度	・給与支払額は告発文添付資料のとおり ・理事長が特別に認めるとの規定もなく、理事長は認めていない。	明確な基準やプロセスの有無	—	専門的知識や経験等をもったの収益の確保や費用の節減に向けた取組の実践における先導役、またこれらの取組を主となって進めている職員としての評価等によるもの	給与規程違反	給与規程	・規程に反する給与であり、また住民の常識や経営状況等を受けての情勢などから過剰と評価 ・出向元の勤務条件に比しても過剰と評価	根拠に欠ける人事評価による昇給昇格	・規程を超える給与を受領していた職員に対する減額 ・妥当性に欠ける昇格昇給をした職員からの自主返納 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで対象者全員の同意を得ている。また、令和2年1月分以降の給与等については、対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名についても現在自主返納に係る協議等を進めている。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保
9	(2)	時間外手当の不正受給がある。	令和元年度	・支給額は申請(帳簿)のとおりとなっており、退勤時間との突合に差異はない。 ・申請内容と実態の整合性については現状のシステムでは確認ができない。	申請内容の真偽	—	時間外勤務の実施における申請・承認に係る確認が不十分	—	給与規程	手当の支給自体は妥当と考える。	自己申告内容を前提にせざるを得ない勤怠管理体制であった。	時間外勤務の実施状況に係る部門別・職種別・時期別の状況及び勤務内容の整理・分析	申請内容等のチェック機能の強化	令和2年度内に時間外勤務の実施状況及び勤務内容の整理・分析を行う。	新勤怠管理システムの導入等による申請内容等のチェック機能の強化
10	(2)	交通費の不正受給がある。	令和元年度	・支給額は申請のとおりとなっている。 ・申請内容と実態の整合性については調査中。	申請内容の真偽	—	申請内容等のチェック機能が脆弱	—	給与規程	申請内容について、妥当(雇用上の必要な手当)なものであるか再確認中	チェック体制が不十分	申請内容に係る証拠書類等の提出の徹底	申請内容等のチェック機能の強化	令和2年度内に申請内容に係る証拠書類等の提出を徹底する。	証拠書類等による申請内容等のチェック機能の強化
11	(2)	コロナ対応に便乗して非常識な手当支給がある。	令和2年3月分	1回当たり1万円の手当支給あり。	明確な基準やその運用の適正性の有無	—	未知の危険なウイルスに対する職員の対応を評価するため	給与規程に規定なし	給与規程	・手当の支給自体は妥当と考える。 ・新型コロナウイルスに係る情報が乏しく混乱期にあったことは配慮すべきではあるが、職種、業務内容、対応時間等にかかわらず一律であった状況については妥当性を欠いている部分も認められる。	業務内容、対応時間等といった手当の支給要件等の決定のプロセス等が不明確	支給要件等の適切な整理と関係規程(給与規程)への規定	今後も他の医療機関の状況等と比較する。	・他の医療機関の状況等との比較により、支給要件等の適切な整理と関係規程の整備を現在進めている。 ・令和2年5月からの支給額について、以下のとおりとした。 …医師・看護師:3,000円(夜勤…6,000円) それ以外の職員:2,000円(夜勤…4,000円)	・関係規程への規定 ・他の医療機関の状況等との定期的な比較

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
				当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
12	(2)	経費削減を装いながら業者との癒着に与する職員には水増しの報酬が発生している。	令和元年度	・業者との個人的な金銭授受等の癒着の事実が判明しなかった。 ・担当職員に調整給が支払われていることは事実。	明確な基準やその運用の適正性の有無	—	給与等の決定の基準やプロセス等が不明確	給与規程に規定なし	給与規程	・調整給について、支給要件等の設定に妥当性を欠いているものと認められる。 ・給与について、住民の常識や経営状況等を受けての情勢などから過剰と評価 ・手当について、支給自体は妥当と考えるが、一部の手当については、支給要件等の設定に妥当性を欠いているものと認められる。	関係規程の運用が適切でない	・関係規程(給与規程等)の適切な運用 ・出向元給与を基準とした支給とする。 ・手当の支給に係る関係規程(給与規程)への適切な規定	・各種規程の適切な管理、変更等を行った際の設立団体への速やかな報告 ・手当別の申請からチェックまでのマニュアル等の策定	・給与について、出向元給与を基準とした妥当な支給額となるよう、それを適正に履行する。 ・手当の支給に係る関係規程の整備を現在進めている。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・手当別の申請からチェックまでのマニュアル等の策定
13	1	昇格昇給前から事務職給与規程以上の給与となっており、更に増額されている者がいる。	令和元年度以降	3名の職員について左記の件について事実確認済み。	明確な基準やプロセスの有無	—	専門的知識や経験等をもったの収益の確保や費用の節減に向けた取組の実践における先導役、またこれらの取組を主となって進めている職員としての評価等によるもの	給与規程違反	給与規程	・規程に反する給与であり、また住民の常識や経営状況等を受けての情勢などから過剰と評価 ・出向元の勤務条件に比しても過剰と評価	事務部長の決裁文書により、自身を含めた職員の給与を決定できるような運営	・規程を超える給与を受領していた職員に対する減額 ・妥当性に欠ける昇格昇給をした職員からの自主返納 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで対象者全員の同意を得ている。また、令和2年1月分以降の給与等については、対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名についても現在自主返納に係る協議等を進めている。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保
14	1	前職員C、職員Aの給与増額は理事長が特別に定めたものとあるが、理事長の決裁はない、また定めたものの記載はない。そうであれば、業務上横領の可能性が高く、返還請求や刑事告発の検討も必要である。	令和元年度以降	・告発文に添付されている資料が存在することは事実。 ・理事長は、個々の職員の昇給について把握していなかった(昇給に係る専決区分は事務部長)。 ・告発者が主張する罪状が該当するの否か、また告発者が求める対応が適切か不適切か専門家の見解や指示等を仰いでいる。	・明確な基準やその運用の適正性の有無 ・プロセスの有無	—	・専門的知識や経験等をもったの収益の確保や費用の節減に向けた取組の実践における先導役としての評価等によるもの ・出向元の給与を下回らない合意がある	給与規程違反	給与規程	・規程に反する給与であり、また住民の常識や経営状況等を受けての情勢などから過剰と評価 ・出向元の勤務条件に比しても過剰と評価	事務部長の決裁文書により、自身を含めた職員の給与を決定できるような運営	・規程を超える給与を受領していた職員に対する減額 ・妥当性に欠ける昇格昇給をした職員からの自主返納 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで対象者全員の同意を得ている。また、令和2年1月分以降の給与等については、対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名についても現在自主返納に係る協議等を進めている。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）														
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応						
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する こと	予防措置 に関する こと			
	15	1	経営不振のなかで、給与の増額等について理事長は理事会、設立団体、県民への説明責任がある。	告発者の主張のため年度区分なし	明確な基準やプロセスがないなかで、給与の増額があったことは事実。	・明確な基準やプロセスの有無 ・説明責任	—	給与の決定の基準やプロセス等が不明確	—	—	—	—	—	—	・規程を超える給与を受領していた職員に対する減額 ・妥当性に欠ける昇格昇給をした職員からの自主返納 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで対象者全員の同意を得ている。また、令和2年1月分以降の給与等については、対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名についても現在自主返納に係る協議等を進めている。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション 機会の確保
	16	1	規定外の給与支払いを理事長が独断で認めているならば、理事長も特別背任罪に該当する可能性がある。	告発者の主張のため年度区分なし	・明確な基準やプロセスがないなかで、給与の増額があったことは事実。 ・告発者が主張する罪状が該当するの否か、また告発者が求める対応が適切か不適切か専門家の見解や指示等を仰いでいる。	・明確な基準やその運用の適正性の有無 ・プロセスの有無	—	・専門的知識や経験等をもっての収益の確保や費用の節減に向けた取組の実践における先導役としての評価等によるもの ・出向元の給与を下回らない合意がある ・認識していなかった(特別背任の故意なし)	—	—	—	—	—	—	・規程を超える給与を受領していた職員に対する減額 ・妥当性に欠ける昇格昇給をした職員からの自主返納 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで対象者全員の同意を得ている。また、令和2年1月分以降の給与等については、対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名についても現在自主返納に係る協議等を進めている。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション 機会の確保
	17	2	経営不振のため昇格は見送るとの通達がありながら、職員A、前職員C以外にも大幅な昇格昇給した職員がいる。	令和2年4月立案は元年度	・給与支払額は告発文添付資料のとおり。 ・昇格見送りの通達は行っていない。	・明確な基準やその運用の適正性の有無 ・プロセスの有無 ・一般的事例との比較による是非	—	専門的知識や経験等をもって収益の確保や費用の節減に向けた取組を主となって進めている職員としての評価等によるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
18	2	経営評価は「C」ということで、昇給は2号給でなければならず、「以下①～⑦」は規定外である。	令和2年4月 立案は元年度	人員不足から、本来個別で行われるべき人事評価制度がなされていなく、設立団体・評価委員会の評価によって、一律昇給という運用となっていた。	・明確な基準やその運用の適正性の有無 ・プロセスの有無	—	専門的知識や経験等をもって収益の確保や費用の節減、また病院機能の強化に向けた取組を主として進めている職員としての評価等によるもの	個別評価そのものは、給与規程に反するものではない。	給与規程	給与規程が想定している公平な手続きを経ておらず、不当である。	法人独自の考え方、判断によるもの	・規程を超える給与を受領していた職員に対する減額 ・妥当性に欠ける昇格昇給をした職員からの自主返納 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで対象者全員の同意を得ている。また、令和2年1月分以降の給与等については、対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名についても現在自主返納に係る協議等を進めている。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保
19	2	①職員D…76,000円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事実。	・明確な基準やその運用の適正性の有無	—	人材が整っていない看護部の立て直しに尽力し、成果もあげていることを評価	任期付き職員の採用等に関する規程に昇給の規定なし	任期付き職員の採用等に関する規程	規程に定めていないものであり、過剰と評価	法人独自の考え方、判断によるもの	・任期付き職員に関しては、昇給に係る明確な基準等を関係規程に規定する。(規程上は昇給しないことが前提) ・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。	基準等のルール化のうえ関係規程において規定	・任期付き職員の昇給について、明確な基準等を策定し関係規程を令和3年度内に整備する。 ・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで同意を得ております。また、令和2年4月分以降の給与等については、自主返納に同意してしております。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・任期付き職員の昇給について検討 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保
20	2	②職員E…30,000円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事実。	・明確な基準やその運用の適正性の有無	—	人材が整っていない看護部の立て直しに尽力し、成果もあげていることを評価	任期付き職員の採用等に関する規程に昇給の規定なし	任期付き職員の採用等に関する規程	規程に定めていないものであり、過剰と評価	法人独自の考え方、判断によるもの	・任期付き職員に関しては、昇給に係る明確な基準等を関係規程に規定する。(規程上は昇給しないことが前提) ・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。	基準等のルール化のうえ関係規程において規定	・任期付き職員の昇給について、明確な基準等を策定し関係規程を令和3年度内に整備する。 ・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで同意を得ております。また、令和2年4月分以降の給与等については、自主返納に同意してしております。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・任期付き職員の昇給について検討 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
21	2	③2階級昇格…60,600円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇格昇給していることは 事実。	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無 ・プロセス の有無 ・一般的 事例との 比較による 是非	—	事務部の中心 職員としての 評価等によるもの	給与規程違 反	給与規程	給与規程が想定して いる公平な手続きを 経ておらず、不当であ る。	法人独自の 考え方、判断 によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで同意を得て いる。また、令和2年4 月分以降の給与等に ついては、現在自主 返納に係る協議等を 進めている。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保
22	2	④採用後2か月で22,400円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事 実。	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無 ・プロセス の有無 ・一般的 事例との 比較による 是非	—	事務部の中心 職員としての 評価等によるもの	給与規程違 反	給与規程	給与規程が想定して いる公平な手続きを 経ておらず、不当であ る。	法人独自の 考え方、判断 によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで同意を得て いる。また、令和2年2 月分以降の給与等に ついては、自主返納に 同意している。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保
23	2	⑤規定では主事補から主事昇格は 5年実務実績が必要だが1年で昇格	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事 実。	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無 ・プロセス の有無 ・一般的 事例との 比較による 是非	—	事務部の中心 職員としての 評価等によるもの	給与規程違 反	給与規程	給与規程が想定して いる公平な手続きを 経ておらず、不当であ る。	法人独自の 考え方、判断 によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで同意を得て いる。また、令和2年4 月分以降の給与等に ついては、自主返納に 同意している。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
				当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
24	2	⑥課の異動により49,300円昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事 実。	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無 ・プロセス の有無 ・一般的事 例との比 較による是 非	—	専門的知識や 経験等をもって 収益の確保や 費用の節減に 向けた取組を主 となって進めて いる職員として の評価等による もの	給与規程違 反	給与規程	給与規程が想定して いる公平な手続きを 経ておらず、不当であ る。	法人独自の 考え方、判断 によるもの	・規程を超える給与を 受領していた職員に 対する減額 ・妥当性に欠ける昇格 昇給をした職員からの 自主返納 ・関係規程の適正な 履行 ・人事評価制度の見 直し	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで同意を得て いる。また、令和2年1 月分以降の給与等につ いては、自主返納に 同意している。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保
25	2	⑦任期付き職員が30,000円の昇給	令和2年4月 立案は元年度	昇給していることは事 実。	明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無	—	救命救急セン ターを強化して いることに対す る評価	任期付き職 員の採用等 に関する規 程に昇給の 項目なし	任期付き職 員の採用等 に関する規 程に昇給の 規定なし	規程に定めていない ものであり、過剰と評 価	法人独自の 考え方、判断 によるもの	・任期付き職員に関 しては、昇給に係る明確 な基準等を関係規程 に規定する。(規程上 は昇給しないことが前 提) ・規程に沿った給与の 減額の交渉を行う。	基準等の ルール化の うえ関係規 程において 規定	・任期付き職員の昇給 について、明確な基準 等を策定し関係規程 を令和3年度内に整 備する。 ・令和2年12月分から 見直し後の給与等と することで同意を得て いる。また、令和2年4 月分以降の給与等につ いては、自主返納に 同意している。 ・人事評価制度につ いては、統一的な仕組 みがないことから、令 和3年度における制度 の構築に向けた体制 整備を進める。	・任期付き 職員の昇給 について検 討 ・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保
26	2	事務職と年長の看護師の比較をし、 事務職の方が高額ということが確認 できる。他の公立病院では考えられ ない。	令和2年4月 立案は元年度	・告発者のいう対象者間 の給与の高低の状況は 事実。 ・他の公立病院との比較 に係る主張の根拠につ いては確認できないも の。	一般的事 例との比 較による是 非	—	専門的知識や 経験等をもって 病院機能の強 化に向けた取組 を主となって進 めている職員と しての評価等によるもの	—	—	—	—	—	—	—	—
27	3	職員Bの給与は、月額27万円を超 える調整額が支給され、また自ら決 裁最終者としている。前職員Cの 給与扱いも同様であり千葉県の見 解を示すべき。	令和2年4月 立案は元年度	月額27万円の調整額の 支給については事実。	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無 ・プロセス の有無 ・一般的事 例との比 較による是 非	—	・事務部の責任 者としての評価 等によるもの ・出向元の給与 を下回らない合 意がある	派遣職員就 業規則違反	・派遣職員 就業規則 ・東金市職 員の給与に 関する条例	・規程に反する給与で あり、また住民の常識 や経営状況等を受け ての情勢などから過 剰と評価 ・出向元の勤務条件 に比しても過剰と評価	事務部長の 決裁文書に より、自身を 含めた職員 の給与を決 定できるよ うな運営	・関係規程(給与規程 等)の適切な運用 ・出向元給与を基準と した支給とする。 ・手当の支給に係る関 係規程(給与規程)へ の適切な規定	・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の見直 し	・給与について、出向 元給与を基準とした妥 当な支給額となるよう 関係規程の整備を行 い、それを適正に履行 する。 ・手当の支給に係る関 係規程の整備を現在 進めている。	・関係規程 の整備及び 適正な履行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 件	予防措置 に関する 事	是正措置・妥当性 確保に関する事 件	予防措置 に関する 事
28	4	令和2年7月に、事務職、看護助手、ソーシャルワーカーを対象に、コロナウイルスによる減収対策として、人件費3割削減を目標として、希望退職者を募り、年間1億円の人件費削減の目標を満たさなければ対象職員のみ給与賞与のカットを行うとの説明会があった。	令和2年度	・説明会実施 ・説明会には設立団体からも出席。 ・3回の説明会後の統一性のある内容(希望退職者の募集数については対象職員の35%、希望退職者以外の給与の減額については、希望退職者の状況等を踏まえ改めて決定する。)を周知した。	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	—	理由・必要性 ・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、資金繰りが非常に厳しい状況になることが見込まれ、緊急事態宣言発令中の勤務実態と対応業務との兼ね合いから、固定費である人件費の節減に係る取組を進めることとなった。 ・不確定の情報の周知・伝達・共有が発生した。	—	—	説明会に先行し、不確定の情報の周知・伝達・共有が発生するなど、プロセスにおいて一部配慮が足りなかった部分もあると認められる。	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	検討段階の情報の適切な管理の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底
29	4	説明会において、我々「経営陣」も6月から10%の減給をしているとの答弁、また夜間勤務の不公平感をなくすための夜勤の承認、また異業種間の異動を認めた再雇用契約をするとの説明もあった。	令和2年度	減給、夜勤の承認の件について説明を行った。	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	—	理由・必要性 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、資金繰りが非常に厳しい状況になることが見込まれ、緊急事態宣言発令中の勤務実態と対応業務との兼ね合いから、固定費である人件費の節減に係る取組を進めることとなった。	—	・派遣職員就業規則 ・任期付職員の採用等に関する規程 ・給与規程	説明会に先行し、不確定の情報の周知・伝達・共有が発生するなど、プロセスにおいて一部配慮が足りなかった部分もあるが、妥当	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	検討段階の情報の適切な管理の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底
30	4	しかし、経営陣の減給は未実施であり、嘘の説明により立場の弱い職員への退職や減給、不利な雇用契約を迫るものでパワハラである。	令和2年度	・減給は実施している。 ・職員Bについて、関係手続に時間を要し、6月及び7月の支給のタイミングには間に合わなかったが、手続き完了後速やかに減額相当分を返金済み。	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底 ・ハラスメントの有無	—	理由・必要性 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、資金繰りが非常に厳しい状況になることが見込まれ、緊急事態宣言発令中の勤務実態と対応業務との兼ね合いから、固定費である人件費の節減に係る取組を進めることとなった。	—	・派遣職員就業規則 ・任期付職員の採用等に関する規程 ・給与規程	説明会において、経営陣の減給について、決定ではあるものの一部手続中であるといった、より丁寧な説明等に努めるべきといった部分もあるが、妥当	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	検討段階の情報の適切な管理の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底
31	4	また、この横暴を設立団体は承認済みとされているが、状況把握して承認したとは思えない。設立団体の説明を求めたい。	令和2年度	設立団体へ希望退職者を募る旨の説明、また法人理事会に諮る旨を報告した。	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	—	理由・必要性 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、資金繰りが非常に厳しい状況になることが見込まれ、緊急事態宣言発令中の勤務実態と対応業務との兼ね合いから、固定費である人件費の節減に係る取組を進めることとなった。	—	・派遣職員就業規則 ・任期付職員の採用等に関する規程 ・給与規程	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのものあり、妥当	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	検討段階の情報の適切な管理の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
				当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における 差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
32	4	理事長については以前減給したので減給は無く、退職や減給を迫る事態の責任は取るつもりはないようである。	令和2年度	令和2年6月以降に報酬の更なる減額は実施していない(平成30年4月から継続(期間を3回更新)して1割の減額を実施している。)	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	—	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、資金繰りが非常に厳しい状況になることが見込まれ、緊急事態宣言発令中の勤務実態と対応業務との兼ね合いから、固定費である人件費の節減に係る取組を進めることとなった。	—	理事長の報酬の特例に関する規程	説明会において、理事長の減給に係るこれまでの対応や今回の取扱い等も含めた、より丁寧な説明等に努めるべきといった部分もあるが、妥当	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	検討段階の情報の適切な管理の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底
33	4	職員Bにおいても、月27万円の調整額を増額しながら、自らの減給も明言しながらも減給はない。	令和2年度	令和2年8月分から給与減額処理、6・7月分の減額相当分について返金済み。	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	—	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、資金繰りが非常に厳しい状況になることが見込まれ、緊急事態宣言発令中の勤務実態と対応業務との兼ね合いから、固定費である人件費の節減に係る取組を進めることとなった。	—	派遣職員就業規則	説明会において、経営陣の減給について、決定ではあるものの一部手続中であるといった、より丁寧な説明等に努めるべきといった部分もあるが、妥当	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	検討段階の情報の適切な管理の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底していく。	検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底
34	4	職員Dについては、前述のように令和2年4月に76,000円昇給しており、6月に減給しても減額ではなく前年比で増額しているが、理事会はそれを理解しているのか。	令和2年度	昇給していることは事実。	明確な基準やその運用の適正性の有無 ※19の再掲	—	人材が整っていない看護部の立て直しに尽力し、成果もあげていることを評価 ※19の再掲	任期付き職員に関する規程に昇給の項目なし ※19の再掲	任期付き職員に関する規程 ※19の再掲	規程に定めていないものであり、過剰と評価 ※19の再掲	法人独自の考え方、判断によるもの ※19の再掲	・任期付き職員に関しては、昇給に係る明確な基準等を関係規程に規定する。(規程上は昇給しないことが前提) ・規程に沿った給与の減額の交渉を行う。 ※19の再掲	基準等のルール化のうえ関係規程において規定 ※19の再掲	・任期付き職員の昇給について、明確な基準等を策定し関係規程を令和3年度内に整備する。 ・令和2年12月分から見直し後の給与等とすることで同意を得ている。また、令和2年4月分以降の給与等については、自主返納に同意している。 ・人事評価制度については、統一的な仕組みがないことから、令和3年度における制度の構築に向けた体制整備を進める。	・任期付き職員の昇給について検討 ・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保
35	4	職員Fは、令和2年6月に減給となっているが、翌7月に管理職手当が50,000円の増額となっており、減給したとは言えない。また、職員Fには、令和2年7月に、減給を実施した令和2年6月分として、管理職手当の増額分50,000円も支給されている。	令和2年度	令和2年6月から職員Fの管理職手当を変更したものの。	・明確な基準やプロセスの有無 ・情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	—	管理職手当の適正化と給与の減額の時期が重なってしまったため	給与規程に違反	給与規程	減給と管理職手当の増額が同時期に決定となった点について丁寧な説明に努める必要があったが、妥当	管理職手当の適正化を理事会で決定しながら、給与規程の整理をしなかったため	・関係規程(給与規程等)の適切な運用 ・手当の支給に係る関係規程(給与規程)への適切な規定	・関係規程の適正な履行 ・人事評価制度の見直し	・関係規程の適切な運用を行う。 ・手当の支給に係る関係規程の整備を現在進めている。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したものの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
36	4	理事長に追従し横領組織に協力的 姿勢の職員2名は令和2年6月から 減給しているが、この減給をもって 「経営陣」が減給しているといった扱 いとするのか。	令和2年度	・昇給していることは事実 ・令和2年8月分から給 与減額処理、6・7月分の返 還額相当分について返 金済み。 ※19及び33の再掲	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無 ※19の再 掲 ・情報の統 一性の確 保及びそ の正確な 周知・伝 達・共有の 徹底 ※33の再 掲	—	・人材が整っ ていない看護部の 立て直しに尽力し、 成果もあげてい ることを評価 ※19の再掲 ・新型コロナウイルス の感染拡大を受け、 資金繰りが非常に 厳しい状況になる ことが見込まれ、 緊急事態宣言発 令中の勤務実態 と対応業務との 兼ね合いから、 固定費である 人件費の節減に 係る取組を進 めることとな った。 ※33の再掲	任期付き職 員の採用等 に関する規 程に昇給の 項目なし ※19の再掲	任期付き職 員の採用等 に関する規 程 ※19の再 掲	・規程に定めてい ないものであり、 過剰と評価 ※19の再掲 ・説明会におい て、経営上必要 と判断し、設立 団体とも内容等 の確認をしたう えでのもの ※33の再掲	・法人独自の 考え方、判断 によるもの ※19の再掲 ・法人におい て経営上必要 と判断し、設立 団体とも内容等 の確認をしたう えでのもの ※33の再掲	・任期付き職員に 関しては、昇給に 係る明確な基準 等を関係規程に 規定する。(規程 上は昇給しない ことが前提) ※19の再掲 ・規程に沿った 給与の減額の交 渉を行う。 ※19の再掲 ・情報の統一性 の確保及びその 正確な周知・伝 達・共有の徹底 ※33の再掲	・基準等の ルール化のう え関係規程に ついては、統一 的な仕組及び その正確な周 知・伝達・共有 の徹底 ※33の再 掲	・任期付き職員 の昇給について、 明確な基準等を 令和3年度内に 整備する。 ・令和2年12月 分からの見直し 後の給与等と することで同意 を得ている。ま た、令和2年4 月分以降の給与 等については、 自主返納に同意 している。 ・人事評価制度 については、統 一的な仕組み がないことから、 令和3年度にお ける制度の構築 に向けた体制 整備を進める。 ・情報の統一性 の確保及びその 正確な周知・伝 達・共有を徹底 していく。	・任期付き 職員の昇給に ついて検討 ・関係規程 の適正な履 行 ・人事評価 制度の構築 及び職員間 のコミュニ ケーション 機会の確保 ・検討段階 及び説明時 の情報の適 切な管理の 徹底
37	5	横領組織の事務職員と一部の看護 師は、コロナ患者の受け入れ対応 として接触もしない交通誘導等でも 1回10,000円の手当を支給している。 数分交通誘導をしただけの職員が 患者対応している病棟看護職員と 同額の手当とされており基準が明 確ではないことを利用して、経営 不振をうたっておきながらの手当 支給である。	令和2年3月分	・支給の事実あり。 ・交通誘導だけでなく、患 者の荷物の運搬や病室 の整備等も行って いた。	・明確な基 準やその 運用の適 正性の有 無	—	手当の対象とな る業務や金額の 設定根拠等とい った基準が不明 確	給与規程違 反	給与規程	・手当の支給自体 は妥当と考える。 ・新型コロナウイルス に係る情報が乏 しく混乱期にあ ったことは配慮 すべきではある が、職種、業務 内容、対応時間 等にかかわらず 一律であった状 況については妥 当性を欠いてい る部分も認めら れる。	業務内容、 対応時間等 といった手当 の支給要件等 の決定のプロ セス等が不明 確	支給要件等の 適切な整理と 関係規程(給与 規程)への規定	今後も他の 医療機関の 状況等と比較 する。	・他の医療機関 の状況等との 比較により、 支給要件等の 適切な整理と 関係規程の整 備を現在進め ている。 ・令和2年5月 からの支給額 について、以 下のとおりとし た。 …医師・看護 師:3,000円 (夜勤…6,000 円) それ以外の職 員:2,000円 (夜勤…4,000 円)	関係規程へ の規定 ・他の医療 機関の状況 等との定期 的な比較
38	6	時間外手当の不正受給がある架空 請求を確実にしている職員がおり、 横領罪、背任罪に該当する。 理事長や職員Bが不正に与してい るので設立団体の対応に期待す る。	・年度についての明確 な区分ができないもの ・告発者の主張のた め年度区分なし	・支給額は申請(帳簿)の とおりとなり、退勤 時間との突合せに 差異はない。 ・申請内容と実態の 整合性については 現状のシステム では確認ができ ない。 ・告発者の主張す る罪状に当ては まるのかどうか、 専門家の見解や 指示等を仰いで いる。	申請内容 の真偽	—	時間外勤務の 実施における申 請・承認に係る 確認が不十分	—	給与規程	手当の支給自体 は妥当と考える。	自己申告内 容を前提にせ ざるを得ない 勤怠管理体制 であった。	時間外勤務の 実施状況に係 る部門別・職 種別・時期別 の状況及び勤 務内容の整理 ・分析	申請内容等 のチェック 機能の強化	令和2年度内 に時間外勤務 の実施状況及 び勤務内容の 整理・分析を 行う。	新勤怠管理 システムの 導入等による 申請内容等 のチェック 機能の強化

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
39	6	併せて、コロナ手当、理事長が招いた職員の規定外基本給、調整給などによる基本給に基づき算出された時間外手当、調整給がどのようになっているのか県民の方にも確認いただきたい。	令和元年度以降	コロナ手当、調整給など規程外の支給をしている。	・明確な基準やその運用の適正性の有無 ・プロセスの有無	—	・給与の決定の基準やプロセス等が不明確 ・各種手当の支給に係る基準等が不明確であり、かつ運用があいまい	各種規程違反あり	・派遣職員就業規則 ・任期付職員の採用等に関する規程 ・給与規程	・給与について、住民の常識や経営状況などを受けての情勢などから、また出向元の勤務条件に比しても過剰と評価。 ・手当について、支給自体は妥当と考えるが、一部の手当については、支給要件等の設定に妥当性を欠いているものと認められる。	関係規程の運用が適切でない	・関係規程(給与規程等)の適切な運用 ・出向元給与を基準とした支給とする。 ・手当の支給に係る関係規程(給与規程)への適切な規定	・各種規程の適切な管理、変更等を行った際の設立団体への速やかな報告 ・手当別の申請からチェックまでのマニュアル等の策定	・規程によらない、また妥当性に欠ける給与等について、令和2年12月分から見直した。 ・給与について、令和2年12月分より出向元給与を基準とした妥当な支給額となるよう関係規程の整備を行い、それを適正に履行する。 ・手当の支給に係る関係規程の整備を現在進めている。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・人事評価制度の構築及び職員間のコミュニケーション機会の確保
40	7	令和2年10月採用予定の事務職員に対し、令和2年9月分の給与を支給しているが、令和2年9月の勤務実績は一切無く、業務上横領罪、背任罪に該当する。	令和2年度	令和2年8月からの採用となっていたが、8月及び9月については待機を指し示されたとのことで、勤務実態がなかった。	・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	—	・実態に応じた給与の支給 ・専門的知識や経験等を有する職員の採用を行ったもの	専門家の意見等に基づき、懲戒審査委員会において審査中	労働基準法(労働条件通知書等)	勤務実態のない職員に対する給与の支払いについては、妥当とはいえない。	対象者との雇用契約の条件等も含め、規程によらない判断によるもの	・待機を指示した職員に係る厳正な対処。 ・勤務実態のなかった期間の給与の自主返納を求める	採用に際しての条件等に関する法人と対象職員との間での契約内容の整理、またそれに基づく適切な支給事務の徹底	・規律違反に関与した職員の処分は懲戒審査委員会での審査を開始しており、その審査結果等を踏まえて実施する。 ・勤務実態のなかった期間の給与等の自主返納については、現在自主返納に係る協議等を進めている。	採用に際しての条件等の適切な設定及び適切な支給事務の徹底
41	7	希望退職を募っているにもかかわらず事務職の採用がある。	令和2年度	・事務職の採用情報のホームページ上での掲載が継続していたもの。 ・専門的知識や経験等を有する職員の採用を行ったもの。	・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	—	・事務職の採用情報のホームページ上での掲載が継続していたもの ・専門的知識や経験等を有する職員の採用を行ったもの	—	就業規則	専門的知識や経験等を有する職員の採用を行ったものであり、不当とは言えない。	法人独自の考え方、判断によるもの	院内職員への十分な説明	・採用基準の規定 ・採用計画の策定	情報の正確な周知・伝達・共有を徹底するため、院内職員への十分な説明を行う。	採用基準・採用計画の策定
42	7	希望退職にて看護助手職員が多数退職したなか、派遣の看護助手が令和2年8月より次々採用されているが、派遣募集の助手はセンターのパート看護助手より時給が高く、かつ派遣会社への経費が別に計上されることから、人件費の削減になっているか疑問である。設立団体の調査に期待。	令和2年度	・看護助手が14人退職した。 ・派遣職員の看護助手は、夜間看護体制加算の取得を図るために行ったもの。	・経緯・事情の適正性 ・費用対効果の有無	—	・費用対効果を鑑み進めているもの ・夜間看護体制加算の取得を図るためのもの	—	—	夜間看護体制加算の取得を図るため、必要なものと整理するもの。	法人独自の考え方、判断によるもの	院内職員への十分な説明	院内職員への十分な説明	情報の正確な周知・伝達・共有を徹底するため、院内職員への十分な説明を行う。	・検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底 ・院内職員への十分な説明

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
				当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
43	8	外部から招いた事務職員の履歴書と年金加入報告書を見ると、経歴詐称といった齟齬があり、そのとおりであれば採用の基本給が不正に定められている。	令和2年度	履歴書が当該職員から提出された後に、採用担当職員が履歴書を改ざんした。	経緯・事情の適正性 内容についての真偽	—	採用担当職員の不適切な事務によるもの	当該職員の規律違反なし	就業規則	採用担当職員による履歴書の改ざんは不当(当該職員は、履歴書の改ざんに関与していない。)	採用担当職員による不適切な事務処理	履歴書改ざんに関与した職員に係る厳正な対処	職員研修	・規律違反に関与した職員の処分は懲戒審査委員会での審査を開始しており、その審査結果等を踏まえて実施する。 ・刑法上の必要な措置についても懲戒審査委員会の見解・所管官庁との相談等を踏まえ、確実に対処する。	コンプライアンス意識向上に資する研修等を開催
44	8	経営不振のため人件費削減をうたいながら、以前の3倍の人員数でも力量不足であると人員の不足を訴え採用する矛盾なことをしている。	平成30年度以降	適切な組織体系・体制による事務執行等を図ることを目的として採用したものの。	経緯・事情の適正性	—	業務運営上、専門的知識等を有している職員の採用は必要	—	就業規則	・専門的知識を有する職員の活用により収益の確保の事実は認められ、この採用が実務能力の不足を助長しているとの判断は難しい。 ・総務省の決算状況調査からは、事務職の職員数が他の医療機関に比べ過剰であるとは言い切れない。	業務の適切な分担や、組織図を用いた事務分掌等の組織内での周知等が不足している。	単純な人員補充といった場当たりの採用ではなく、計画的な採用による適切な人事配置を行う	・採用基準の規定 ・採用計画の策定	計画的な採用による適切な人事配置を行うため、採用基準、採用計画を令和2年度内に策定する。	採用基準・採用計画の策定
45	8	これは経歴詐称しても、20万円の高額調整給を付してでも、懇意にしている人物を高給で雇用する恣意とみるべきである。	令和2年度	・令和2年8月分、9月分の給与について、給与係の不注意によって、それぞれ20万円の支給が生じた。	・明確な基準やその運用の適正性の有無 ・経緯・事情の適正性 内容についての真偽	—	給与支払い事務の誤り	給与規程に反する	給与規程	給与事務のミスによる支給であり、不当。	給与係でのダブルチェックが機能していなかった。	誤った支給分(40万円)については、返金を求める。	チェック機能の強化	誤支給については令和2年12月に返金済み。	・チェック体制の見直し ・チェック機能の強化
46	8	さらに当該者は時間外手当についても不正請求がなされている。	令和2年度	・支給額は申請(帳簿)のとおりとなっており、退勤時間との突合せに差異はない。 ・申請内容と実態の整合性については現状のシステムでは確認ができない。	申請内容の真偽	—	時間外勤務の実施における申請・承認に係る確認が不十分	—	給与規程	手当の支給自体は妥当と考える。	自己申告内容を前提にせざるを得ない勤怠管理体制であった。	時間外勤務の実施状況に係る部門別・職種別・時期別の状況及び勤務内容の整理・分析	申請内容等のチェック機能の強化	令和2年度内に時間外勤務の実施状況及び勤務内容の整理・分析を行う。	新勤怠管理システムの導入等による申請内容等のチェック機能の強化
47	8	人件費削減の意味を理事長他には説明してほしい。	告発者の主張のため年度区分なし	収益の確保を図りつつ、資金繰りの安定化に向けた固定費の削減を図ったもの。	説明責任	—	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、資金繰りが非常に厳しい状況になることが見込まれ、緊急事態宣言発令中の勤務実態と対応業務との兼ね合いから、固定費である人件費の削減に係る取組を進めることとなった。	—	—	説明会に先行し、不確定情報の周知・伝達・共有が発生するなど、プロセスにおいて一部配慮が足りなかった部分もあるが、妥当。	法人において経営上必要と判断し、設立団体とも内容等の確認をしたうえでのもの	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有を徹底する。	検討段階及び説明時の情報の適切な管理の徹底

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事の 言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する こと	予防措置 に関する こと
	48	(給与関係の) まとめ 一部職員が規定を無視した給与体系により運用されており、実績がない給与支給、時間外手当の架空請求、経歴詐称がまかりとっている。また、人員増により人件費が増大しており、少なくとも平成30年4月以降の採用、昇格昇給の運用を確認してほしい。	・年度についての明確な区分ができないもの ・告発者の主張のため年度区分なし	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	—	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	※個々の事案の記載内容のとおり	
	49	(給与関係の) まとめ 不正が確認された職員は詐欺罪、業務上横領罪、特別背任罪などで起訴して不正に得た給与の返還を求め、損失を少しでも回収すべき、設立団体の対応を期待。	告発者の主張のため年度区分なし	設立団体からの調査等の要請を受け、告発者の主張する罪状に当てはまるかどうか、専門家の見解や指示等を仰いでいる。	・明確な基準やその運用の適正性の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	—	・給与の決定の基準やプロセス等が不明確 ・採用実態に応じた給与の支給 ・時間外勤務の実施における申請・承認に係る確認が不十分 ・採用担当職員の不適切な事務によるもの	専門家の意見等を聴いて判断	・派遣職員就業規則 ・任期付職員の採用等に関する規程 ・給与規程	・規程に反する給与については、住民の常識や経営状況等を受けての情勢など、また出向元の勤務条件に比しても過剰と評価。 ・勤務実態がない職員への給与の支払いは妥当性は認められない。 ・手当の支給自体は妥当と考える。	関係規程の運用が適切でない	・関係規程(給与規程等)の適切な運用 ・出向元給与を基準とした支給とする。 ・手当の支給に係る関係規程(給与規程)への適切な規定 ・妥当性に欠ける昇格昇給をした職員からの自主返納 ・各種規程の適切な管理、変更等を行った際の設立団体への速やかな報告 ・手当別の申請からチェックまでのマニュアル等の策定 ・雇用契約に基づく適切な支給事務の徹底	・規程によらない、また妥当性に欠ける給与等について、令和2年12月分から見直し、見直し後の給与等とすることで対象者全員の同意を得ている。また、令和2年1月分以降(該当者によっては2月分・4月分以降)の給与等については、対象者13名中11名が自主返納に同意しており、残りの2名についても現在自主返納に係る協議等を進めている。 ・給与について、令和2年12月分より出向元給与を基準とした妥当な支給額となるよう関係規程の整備及び適正な運用を行う。 ・手当の支給に係る関係規程の整備を現在進めている。	・関係規程の整備及び適正な履行 ・採用に際しての条件等の適切な設定及び適切な支給事務の徹底	
委託業務	50	(3) 平成29から平成30年に強行した医事・清掃委託業務の内製化による経費削減に失敗し再委託化した結果となった。増額をごまかすため昨今は医療機器類の保守契約などを強引に解約するなどしているが効果は表れていない。理由は以下(項目番号:9)に示すとおり医事業務を主に業務に釣り合わない多額の委託費を過剰に支払っていることが原因である。	年度についての明確な区分ができないもの	・告発者の指摘する清掃業務の委託費の増加について、告発者の主張する比較の対象が同内容、同量のものとはなっていないことは確認済み。 ・経費の削減を目的に保守の契約を解除し、臨床工学技士によるメンテナンスやスポット修理による対応としたもの。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程違反(契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	・契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
		現在確認など作業進行中						設立団体からの是正命令		是正命令への対応					
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
	51	9	医事業務について、現行の委託先のAA社と、平成29年度までの委託先であるBB社との委託費には相当の差異がある。	平成30年度以降	・AA社については、見積合わせのうえで、選定されている。 ・BB社への業務委託時に比べ、患者数、手術件数等も大幅に増加しており、業務量が明らかに異なる。 …外来患者数: 68,313人(H28)→103,577人(R1) 入院患者数: 60,146人(H28)→86,585人(R1) 手術件数: 1,468件(H28)→2,267件(R1)	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程	契約規程違反(契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
	52	9	「診療報酬明細書」の作成は現在の医事業務等業務委託に含まれているはずで、委託会社が遂行した業務に自信が無く点検が必要であれば委託会社の責任で点検を遂行すべきであり、「診療報酬明細書点検業務」のように別業務となることは通常あり得ない。	令和元年度以降	診療報酬明細書点検業務の業務委託を行っているのは事実であり、査定率を引下げるために行っているもの。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程	契約規程違反(契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
	53	9	入院レセプト精査業務は、実施されている形跡が無く、入院レセプトに関してはセンター職員の業務であるが、これを委託会社が精査するという斬新な委託内容である。	令和元年度以降	入院レセプト精査業務の業務委託を行っているのは事実であり、査定率を引下げるために行っているもの。	・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程	契約規程違反(契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）												
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中								設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	
54	9	300床規模の入院レセプトであれば現在の医事課職員数(課長含め8名)で十分であり入院レセプトの精度が悪いのであれば、医事課長を中心にセンター内で対処すべき問題であり、業務を重複させる理由とはならず、入院医事業務全てを委託した場合でも7~8名程度の人員数を常駐させ点検まで実施しても委託業務であれば月額300万円~350万円程度が相場となる。この業務が本当に実施されているとしても精査業務だけで月額500万円がどれだけ異常な金額であるか理解でき、真つ当な会社へ業務を委託すれば月額350万円の委託費で、問題の精査業務と医事課職員の給与全てが削減できてしまう。	令和元年度以降	・収益確保に向けて、入院レセプトの精度を高めるため委託しているもの。 ・一式の中に薬剤部検品業務や病院実習対応等の新たな業務が含まれているもの。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの		契約規程違反 (契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
55	9	令和2年4月にはさらに委託費が増加しているが、内容について、請求書が医事業務等一式となっているため、何の業務が追加されたのかは不明である。	令和2年度年度以降	追加業務の内容としては、新型コロナに係る検温業務、及び耳鼻咽喉科の外来診療の本格実施などによるもの。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの		契約規程違反 (契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
56	9	令和元年9月・10月の請求に「診療報酬保留分過去分請求業務」とあるが、それぞれ9月が4,104,000円、10月は10,450,000円で請求されている。同業務で600万円違う理由も不明だが、1か月間に1,000万円の委託費となれば相当の業務量となり、実施した業務内容とこれにより得られた収入が委託費に見合っているか、これも設立団体による確認が必要な案件となってくると考えられる。(理由) 25名ほどの人数を1か月常駐させ作業させることが可能な委託金額であるが、同センター内で電子カルテが設置され25名が常駐できる場所など無いことから、相場以上の金額となっている可能性が高いため。	令和元年度以降	・令和元年9月に、病院の調査によって、多額の診療報酬保留分過去分請求がなされていないことが判明した。請求期限との関係もあり、急遽臨時の業務委託として、業務を依頼することになった。 ・返戻分と保留分の合計で約1億3,000万円分の請求に係る業務となるもの。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	期限のある請求についての緊急業務委託		契約規程違反 (契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
		現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応				
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
	57	(9の) まとめ 平成29年度にはフルオープン の予定であったため医事業務の規模 としては、現在の業務規模も平成2 9年度と同程度となるはずであり、 現状は固定された委託費だけでも 年1億6千万円(税込)以上の増額と なっている。 同規模の業務で委託費が倍となっ ている状況について、どのような改 善が行われているのか。 経営陣に回答を求めたい。	令和2年度以降	・委託費の増額について は、事実である。 ・病床の開床や診療科の 開設、患者数の増加など に伴い、委託費も増加し ている。	・契約内容 等の差異 の有無 ・経緯・事 情の適正 性	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の 差異によるもの	契約規程違反 (契約内容等 の差異の明 確化や、調 達事務の執 行に係る適 正なプロセス や手続等を 経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保とし て、緊急性や特殊性と いった観点による安易 な随意契約による調 達ではなく、可能な限 り、計画的な調達事務 の執行による競争を もっての調達に努める 必要あり	関係規程の 遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規 程、業務方法書)の適 切な運用 ・計画的な調達事務 の執行による競争を もっての調達の徹底 ・随意契約による調達 に係る必要性や妥当 性のある理由・説明等 の整理	・契約内容 等の差異の 明確な整理 ・契約監視 委員会(法 人内部組 織)による 契約内容 の監視等 の徹底	関係規程の遵守に対 する職員の意識が低 く、令和3年度から、入 札の実施や随意契約 理由の明確化などと いった規程に基づく委 託先の選定方法を徹 底する。	・令和2年 度内に契 約・会計事 務に係るガ イドラインの 策定 ・令和3年 度における 契約監視委 員会による 監視等の徹 底を図るた めの体制を 構築
	58	10 SPD業務(病院内倉庫より診療材 料等を各部署に配達し在庫管理や 発注を行う委託業務)は管理と配送 業務併せて平成30年度まではCC 社が月額190万円で、令和元年度 から管理業務はDD社が月額110万 円、配送業務はEE社が月額400万 円、合わせて510万円で、月額320 万円増額、年間4,224万円の増し となっており、2社に搾取されてい る。	令和元年度以降	・平成31年4月からSPD 業務が管理と配送を分け ていることは事実。 ・SPD業務については将 来的に独法職員におい て管理業務を行う検討を 進めており、その一環と して管理業務と配送業務 を分割発注したもの。 ・SPD業務委託について は業務形態の変更等に 伴い委託費が増額とな ったもの(従前、材料費に 上乗せされていた部分が 委託費に振り替わったも の。)	・契約内容 等の差異 の有無 ・経緯・事 情の適正 性 ・内容につ いての真 偽	契約内容 等の差異 あり	契約内容等の 差異によるもの	契約規程違反 (契約内容等 の差異の明 確化や、調 達事務の執 行に係る適 正なプロセス や手続等を 経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保とし て、緊急性や特殊性と いった観点による安易 な随意契約による調 達ではなく、可能な限 り、計画的な調達事務 の執行による競争を もっての調達に努める 必要あり	関係規程の 遵守に対す る職員の意 識の低さ	・関係規程(契約規 程、業務方法書)の適 切な運用 ・計画的な調達事務 の執行による競争を もっての調達の徹底 ・随意契約による調達 に係る必要性や妥当 性のある理由・説明等 の整理 ・病院運営上混乱を招 かない範囲での、速 やかな(年内、遅くとも 年度内)現行契約の 解除、委託業者の再 選定	・契約内容 等の差異の 明確な整理 ・契約監視 委員会(法 人内部組 織)による 契約内容 の監視等 の徹底	・SPD業務のうち、EE 社に委託していた配 送業務については、令 和2年11月末をもって 契約を解除し、令和3 年3月末までの委託 先には業務運営上支 障をきたさないよう実 質的に業務を履行し ていた業者を選定し た。これに伴う委託費 の差額(月額で税抜き 105万円安価となった もの)の整理等につい ては、専門家の判断を 仰ぐ。 ・令和3年度から入札 により業者選定を行 う。	・令和2年 度内に契 約・会計事 務に係るガ イドラインの 策定 ・令和3年 度における 契約監視委 員会による 監視等の徹 底を図るた めの体制を 構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
59	10	また、業者変更の理由は診療材料単価の削減が謳われているが、削減効果は公開されておらず、患者数や手術件数と各月の診療材料費を比較してみると削減どころか増加している傾向で、診療材料の単価についても確認が必要。	令和元年度以降	患者数や手術件数との伸びに比べ診療材料費等の伸びは抑えられている。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程違反 (契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・病院運営上混乱を招かない範囲での、速やかな(年内、遅くとも年度内)現行契約の解除、委託業者の再選定	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・SPD業務のうち、EE社に委託していた配送業務については、令和2年11月末をもって契約を解除し、令和3年3月末までの委託先には業務運営上支障をきたさないよう実質的に業務を履行していた業者を選定した。これに伴う委託費の差額(月額で税抜き105万円安価となったもの)の整理等については、専門家の判断を仰ぐ。 ・関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する(SPD業務のうち、配送業務については、令和3年度から入札により業者選定を行う。)	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
60	11	施設管理・警備・清掃業務委託は平成29年度までは一括してFF社に年額約1億円で委託していたが、令和元年度からは設備はGG社に年額約3,500万円、警備はHH社に年額約5,500万円、清掃はII社に年額約7,200万円で合計約1億5千万円で委託している。	令和元年度以降	・施設管理・警備・清掃業務が分けられ委託していることは事実…施設管理:約3,200万円、警備業務:約3,800万円(離院対応経費含む)、清掃業務:約6,300万円…合計:約1億3,300万円 ・業務量が増加していることは事実。 ・清掃業務の内製化により分割発注となったもの。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程違反 (契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務内容の精査、またそれを踏まえたなかでの必要な見直し(委託業者の再選定を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
61	11	以前はまとめて発注で人員と経費を集約し効率的に履行されていたが、分割により年間約5千万円の水増しとなっている。	令和元年度以降	・施設管理・警備・清掃業務が分けられ委託していることは事実…施設管理:約3,200万円、警備業務:約3,800万円(離院対応経費含む)、清掃業務:約6,300万円…合計:約1億3,300万円 ・業務量が増加していることは事実。 ・清掃業務の内製化により分割発注となったもの。	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約規程違反 (契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務内容の精査、またそれを踏まえたなかでの必要な見直し(委託業者の再選定を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）												
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中						設立団体からの是正命令		是正命令への対応					
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	
	62	(10・11の) まとめ 希望退職の説明会において、人件費の削減に絡めた委託費の削減状況に関する質問に、理事長は、「本件とは関係ない、対策は十分実施している。」といった冷たい回答をした。委託費の削減の取組をせず、経営や職員の生活よりも委託業者への過剰な支払いを優先させているとしか考えられない。	令和元年度以降	※個々の事案の記載内容のとおり	情報の統一性の確保及びその正確な周知・伝達・共有の徹底	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約内容等の差異によるもの	契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務に係る見直し等(現行契約の解除、委託業者の再選定等を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
	63	(10・11の) まとめ 単純ではあるが、以前の委託体制に戻すだけで年間2億5千万円の削減が容易に見込める事案を取り組みもせず、状況の説明もしないのは、病院の経営や職員の生活などよりも、これらの委託会社への過剰な支払いを優先させているとしか考えられない。委託費の削減状況についての理事長による再度の説明、また過剰に支払われている委託費も税金であることから、職員を含む千葉県民に關係のある内容であり、理事長には経営者として県民が納得する説明を求めたい。	令和元年度以降	※個々の事案の記載内容のとおり	・契約内容等の差異の有無 ・経緯・事情の適正性 ・内容についての真偽	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約内容等の差異によるもの	契約規程違反(契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務に係る見直し等(現行契約の解除、委託業者の再選定等を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
	64	(10・11の) まとめ 設立団体には契約書や仕様内容について精査し、各業務が適切な契約となっているか調査の実施を求めたい。	令和元年度以降	※個々の事案の記載内容のとおり	設立団体による適切な監督の有無	契約内容等の差異あり	契約内容等の差異によるもの	契約内容等の差異によるもの	契約規程違反(契約内容等の差異の明確化や、調達事務の執行に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務に係る見直し等(現行契約の解除、委託業者の再選定等を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・関係規程の遵守に対する職員の意識が低く、令和3年度から、入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底する。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中								設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
購買契約	65	12	令和元年度以降	告発文の添付書類においては、「輸液ポンプTE-LM702A:60台(2,560円)」となっているが、これ以外にも別の輸液ポンプTE-281A:80台(3,280円)、精密シリンジポンプTE-SS830N:50台(3,470円)、TCIシリンジポンプTE-SS835T:6台(5,940円)、シリンジポンプTE-351:30台(2,440円)のリースを受けている。 ※価格は全て1台あたりの月額リース料となるもの。	—	—	—	—	契約規程	妥当と判断	—	費用に係る妥当性の検証及びその結果の提示	—	・リース会社からの通知において輸液ポンプの内、一部しか表記されていないためすべてのリース物件が表記されるよう改善を求めた。 ・契約規程に則った適正な事務手続きを徹底する。	—
	66	12	令和元年度以降	・手術部門システム9,000万円の購入については、選定委員会で機種選定を行い、入札も実施したもの。 ・手術部門システムは、令和元年度に設立団体において病院事業債を発行し、購入費として貸し付けたもの。	・調達において配慮すべき特殊事情等(機器の限定や機能の追加などの有無)の有無 ・調達方法等の適正性	契約内容等の差異あり	調達において配慮すべき特殊事情等(機器の限定や機能の追加など)によるもの	規律違反は認められない	契約規程	調達において配慮すべき特殊事情等(機器の限定や機能の追加など)を考慮し、妥当と判断	関係規程の適切な運用となっている	機種選定等に係るプロセス、費用に係る妥当性の検証及びその結果の提示	—	医療機器等の調達において、理事会では重要な契約の締結を議事とすると定めていることから、契約金額の設定といった運用基準を令和3年度内に策定のうえで実施するように改める。	—
	67	13	平成30年度以降	・EE社が平成31年1月末に設立された会社であることは事実。 ・各種取引が行われていたことは事実。	・調達において配慮すべき特殊事情等の有無 ・調達方法等の適正性	—	安易な契約、安易な業者選定によるもの	契約規程違反(調達において配慮すべき特殊事情等の明確化や、調達事務に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・病院運営上混乱を招かない範囲での、速やかな(年内、遅くとも年度内)現行契約の解除、委託業者の再選定	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。 ・令和2年11月末をもってEE社からの調達は行っていない。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したものの)	述べられている事 の言える年度区分	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応		
				当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
	68	13	平成30年度以降	・EE社からの購買については、空請求、水増し請求の事実はないとの確認結果に至ったが、発注内容に応じた請求書等となっておらず、発注担当者のメモ書き等により納品数等を確認したといった事案がある。 ・一式とされている請求書の内訳については、別紙一式納品明細のとりの内訳となっている。	・調達において配慮すべき特殊事情等の有無 ・調達方法等の適正性	—	安易な契約、安易な業者選定によるもの	契約規程違反 (調達において配慮すべき特殊事情等の明確化や、調達事務に係る適正なプロセスや手続等を経る必要あり)	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。 ・令和2年11月末をもってEE社からの調達は行っていない。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
総括	69	総括	告発者の主張のため年度区分なし	各種規程の適切な整備等がなされているとはいえず、またそれらの運用において適正性や妥当性に欠けるような事案もある。	・調達において配慮すべき特殊事情等の有無 ・調達方法等の適正性 ・設立団体による適切な監督の有無	・契約内容等の差異あり ・調達において配慮すべき特殊事情等あり	・契約内容等の差異によるもの ・調達において配慮すべき特殊事情等によるもの ・安易な契約、安易な業者選定によるもの	契約規程違反	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務に係る見直し等(現行契約の解除、委託業者の再選定等を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
	70	総括	告発者の主張のため年度区分なし	各種規程の適切な整備等がなされているとはいえず、またそれらの運用において適正性や妥当性に欠けるような事案もある。	・調達において配慮すべき特殊事情等の有無 ・調達方法等の適正性	・契約内容等の差異あり ・調達において配慮すべき特殊事情等あり	・契約内容等の差異によるもの ・調達において配慮すべき特殊事情等によるもの ・安易な契約、安易な業者選定によるもの	契約規程違反	契約規程	契約規程違反のため妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務に係る見直し等(現行契約の解除、委託業者の再選定等を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築

告発文において述べられている事・当てはまる事実				考察・評価・対応（整理確認など進行中）											
区分	通し番号	文書で述べられている事 (個人情報等に配慮したかたちで告発文 の内容・主張を記したもの)	現在確認など作業進行中							設立団体からの是正命令		是正命令への対応			
			述べられている事 の言える年度区分	当てはまる事実 (適法・違法、妥当・非妥 当という論点ではない。)	論点	事の変更 における の差異	理由・必要性	規律違反	関係 規程	妥当性・不当性 と程度	理由・原因	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと	是正措置・妥当性 確保に関する事 こと	予防措置 に関する こと
	71	総括 その事実を隠し、取材などでは経費削減に取り組んでいるよう取り繕っているが、内情は本告発のような事態となっており、職員や取引業者でも横領組織に協力しないものには厳しく、協力するものは優遇しているのは明記したとおりである。厳しくした部分をもって経費削減の体裁を整えているだけで、削減された経費は不審な用途で支出されており、結果として赤字額が減じていない。	告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備等がなされているとはいえず、またそれらの運用において適正性や妥当性に欠けるような事案もある。	・調達において配慮すべき特殊事情等の有無 ・調達方法等の適正性 ・内容についての真偽	・契約内容等の差異あり ・調達において配慮すべき特殊事情等あり	・契約内容等の差異によるもの ・調達において配慮すべき特殊事情等によるもの ・安易な契約、安易な業者選定によるもの	契約規程違反	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務に係る見直し等(現行契約の解除、委託業者の再選定等を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
	72	総括 業者に余計に支払われた税金が、どのように流用されているかは不明だが、少なくともメディカルセンターの現状については本告発のとおりであり、千葉県や東金市は早急に事実確認を行い不正に与する職員たちを処罰し、不正な業務委託を打ち切り、これ以上の税金の流出を防ぐことを最優先に実施してもらいたい。また、病院経営の立て直しについて再度検討し、再発防止に努めること、特に東金市については理事長の任命責任もあるため、真摯な対応を期待する。	告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備等がなされているとはいえず、またそれらの運用において適正性や妥当性に欠けるような事案もある。	・調達において配慮すべき特殊事情等の有無 ・調達方法等の適正性 ・内容についての真偽 ・設立団体による適切な監督の有無	・契約内容等の差異あり ・調達において配慮すべき特殊事情等あり	・契約内容等の差異によるもの ・調達において配慮すべき特殊事情等によるもの ・安易な契約、安易な業者選定によるもの	契約規程違反	契約規程	契約規程違反のため 妥当性に欠ける ※妥当性の担保として、緊急性や特殊性といった観点による安易な随意契約による調達ではなく、可能な限り、計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達に努める必要あり	関係規程の遵守に対する職員の意識の低さ	・関係規程(契約規程、業務方法書)の適切な運用 ・計画的な調達事務の執行による競争をもつての調達の徹底 ・随意契約による調達に係る必要性や妥当性のある理由・説明等の整理 ・委託業務に係る見直し等(現行契約の解除、委託業者の再選定等を含む)	・契約内容等の差異の明確な整理 ・契約監視委員会(法人内部組織)による契約内容の監視等の徹底	・現在は入札の実施や随意契約理由の明確化などといった規程に基づく委託先の選定方法を徹底している。 ・業務内容の精査や委託業者の再選定を含む必要な見直しを令和3年度内に実施する。	・令和2年度内に契約・会計事務に係るガイドラインの策定 ・令和3年度における契約監視委員会による監視等の徹底を図るための体制を構築
	73	結び 今回の告発では不正の事例が多岐に渡るため記しきれなかった事例も多数残っており、万が一、両団体が横領組織を庇い同センター内の不正を是正できないようであれば、追加での告発を実施するものとする。	告発者の主張のため 年度区分なし	各種規程の適切な整備等がなされているとはいえず、またそれらの運用において適正性や妥当性に欠けるような事案もある。	設立団体等による適切な監督の有無	—	・契約内容等の差異によるもの ・調達において配慮すべき特殊事情等によるもの ・安易な契約、安易な業者選定によるもの	上記(個々の項目)における判断等として示した内容)のとおり	上記(個々の項目)において示した内容)のとおり	上記(個々の項目)における判断等として示した内容)のとおり	上記(個々の項目)において示した内容)のとおり	上記(個々の項目)において示した内容)のとおり 上記(個々の項目)の是正や妥当性の確保に向けた取組を求めると、他の事象についての検証も求める。	上記(個々の項目)において示した内容)の予防措置を求める。	上記(個々の項目)において示した内容)のとおり	上記(個々の項目)において示した内容)のとおり